

令和5年度

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

【部会：訪問系サービス】

佐賀県健康福祉部障害福祉課

【目次】

- 1 実地指導における主な指摘事項について
- 2 令和3年度訪問系サービスに係る報酬改定内容について

1 実地指導における主な指摘事項について

指定障害福祉サービス事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）」等に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければなりません。

事業者は、常に基準省令等を確認し、法令を遵守した事業運営に努めてください。

近年の実地指導時に散見された指摘事項を例示しますので、ご確認いただき、各事業者で自主点検をお願いいたします。指摘事項に該当する場合は、速やかに見直しや改善等を行っていただき、事業所内で意識の共有をお願いいたします。

第1 基準編

1 人員に関する基準 (1) 従業員の員数

指摘事項	改善方法
事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とされているが、常勤換算2.5未満の人員しか配置していない。	一時的であっても、常勤換算方法で2.5を下回ることは認められません。早急に体制を見直す、新たに雇用するなどにより、2.5以上を確保してください。確保できない場合は、事業所を休止又は廃止していただくこととなります。
従業員の員数（常勤換算）の計算の際、管理者の勤務時間を計算に入れている。	管理者は、基準上の「従業員の員数」に含めることはできません。 管理者と従業員を兼務している場合には、それぞれの勤務時間を明確に区分して計算してください。 (例：管理者としての勤務時間4h、サービス提供責任者としての勤務時間4h)

(2) 行動援護従業者の資格要件

指摘事項	改善方法
行動援護従業者の実務経験証明書を作成（徴取）していない。	行動援護は、資格要件として研修の修了に加え「知的・精神障害者への直接処遇経験（サービス提供責任者は3年以上、その他の従業者は1年以上）」が必要です。 資格要件の充足を客観的に確認できるよう、事業者は、全ての行動援護従業者に係る実務経験証明書を作成（徴取）し、 保管しておく 必要があります。

2 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準省令第9条）

指摘事項	改善方法
各種加算について、重要事項説明書または契約書に記載していない。	契約成立時には、 利用料金等を記載した書面を交付しなければなりません。 （社会福祉法第77条） 各種加算についても、重要事項説明書等により利用者にその算定要件や趣旨を説明し、同意を得ておく必要があります。
重要事項説明書が、運営規程で定めている内容と異なっている。（営業日時、実施地域、苦情対応窓口等）	重要事項説明書の内容は、運営の実態及び運営規程の定めと整合させてください。 また、運営規程を変更するときは、重要事項説明書の該当事項も合わせて変更してください。
重要事項説明書の記載内容に誤り（漏れ）がある。	特に次の項目の誤り（漏れ）が見受けられますので、重要事項説明書に記載し、利用者に説明し、了解を得てください。 <ul style="list-style-type: none">・提供するサービスの第三者評価の実施状況について・事故発生時の対応について・緊急時の対応について
契約書の契約期間が空欄になっている、または利用者の支給決定期間を超えている。	契約期間は必ず記入し、利用者の「支給決定期間」内としてください（ 障害支援区分の認定有効期間ではありません ので、ご注意ください）。
事業所名で利用契約を締結している。	契約は利用者と事業者（法人）で締結します。 ただし、法人の印章規程等で事業所に契約の権限が委譲されている場合は、事業所名での締結も可能です。

(2) 身分を証する書類の携行（基準省令第18条）

指摘事項	改善方法
身分を証する書類を作成していない。	<p>身分を証する書類とは、当該事業所の従業員の身分を明らかにする証書や名札等をいいます。</p> <p>この証書等には、当該事業所の名称、当該従業員の氏名を記載するほか、当該従業員の写真の貼付や役職（管理者等）の記載、法人代表者の証明（法人名及び法人代表者職氏名を記載し、代表者印を押印するなど）も行うよう努めてください。</p>

(3) 契約支給量の報告等（基準省令第10条）

指摘事項	改善方法
契約に関する事項（事業者名、契約支給量等）を受給者証に記載していない。	<p>契約を締結したときは、受給者証に必要事項（事業者名、契約支給量等）を記載する必要があります。</p> <p>また、契約支給量を変更したときは、受給者証に当該支給量での契約が終了した旨を記載し、新しい欄に変更後の必要事項を記載する必要があります。</p> <p>契約が終了したときには受給者証に終了年月日を、月途中で終了した場合には、当該月で既に提供したサービス量を記載してください。</p>
利用契約をした時及び受給者証記載事項に変更があった時に、市町に対する報告をしていない。	<p>事業者は、利用契約をした時は、受給者証記載事項その他の必要事項を市町に報告しなければなりません。</p> <p>また、受給者証記載事項に変更があった場合も同様に報告が必要です。</p>

(4) サービスの提供の記録（基準省令第19条）

（共通事項）

指摘事項	改善方法
サービス提供記録の提供の都度の記載及び利用者からの確認を適切に行っていない。	<p>サービスを提供した時は、サービスの種類、提供日時、具体的内容、実績時間数、加算適用の有無等について、サービス提供の都度、記録しなければなりません。</p> <p>また、記録は、サービス提供の都度、その内容全般について利用者から確認を受け、サイン等してもらってください。</p> <p>月末に一括して確認を受けること、サービス提供時間のみを記載した様式の確認といったことは認められません。</p>
サービス提供記録表を適切に管理していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・記録表が利用者ごと、日付順にまとめられていない。 ・障害福祉サービスと介護保険サービスの提供記録表が区別なくまとめて綴じられている。 <p>など、不適切に管理されている事例が見受けられます。請求誤りの原因にもなりますので、適切に整理してください。</p>

（重度訪問介護）

指摘事項	改善方法
サービス提供記録の中で、移動介護加算を適用する時間、その時間中の介護内容等が明らかにされていない。	<p>移動介護加算を算定する場合は、提供記録に、加算適用の時間、その時間中の介護内容等について、明記してください。</p>

(居宅介護)

指摘事項	改善方法
<p>異なるサービス類型（例：身体介護＋家事援助）を組み合わせ提供した場合に、それぞれのサービスの開始・終了時間を明記していない。</p>	<p>複数のサービス類型を提供した場合は、提供記録の中で、それぞれのサービスの要した時間だけでなく、開始・終了時間を明確にしてください。</p> <p>（例：17:00～18:30のサービス提供）身体介護1時間、家事援助30分と提供時間を記録するのみとせず、身体介護17:00～18:00、家事援助18:00～18:30と開始終了時刻が分かるようにする。</p> <p>特に、夜間加算や深夜加算にかかる時間帯の場合、請求単位に影響があるので注意が必要です。</p>

(5) 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条）

指摘事項	改善方法
<p>法定代理受領により、市町から支給を受けた介護給付費の額を、利用者に通知していない。</p>	<p>法定代理受領により、市町から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対して、当該利用者に係る介護給付費の額を通知しなければなりません。</p> <p>（自己負担の有無にかかわらず、通知が必要です）</p>
<p>利用者への通知時期が介護給付費の受領日以前である。</p>	<p>通知は介護給付費の受領後に行ってください。</p>

(6) 居宅介護等計画の作成 (基準省令第26条)

指摘事項	改善方法
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護における各計画（以下「居宅介護等計画」という。）が作成されていない、または計画に基づく支援をしていない。	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した「居宅介護等計画」を作成しなければなりません。 そのため、「居宅介護等計画」は、必ず初回の支援に入る前に作成してください。また、作成した「居宅介護等計画」は常に評価を行い、必要に応じて見直しを行ってください。
「居宅介護等計画」に、必要事項が記載されていない。	「居宅介護等計画」には、利用者に対するアセスメントの結果に基づき、援助の方向性や目標を明記してください。 また、担当する従業者の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等も記載してください。

(7) 運営規程 (基準省令第31条)

指摘事項	改善方法
運営規程が事業所の実態と合っていない。 (営業日時、実施サービス、実施地域、苦情対応窓口等)	運営規程の記載は常に事業所の実態と合致させてください。 なお、運営規程を変更した場合は、変更から10日以内に県に変更届を提出してください。
緊急時の対応方法など運営規定に必要な事項が定められていない。	県のホームページに運営規程の例を掲載していますので、参考にしながら必要な事項を追加してください。
事故発生時の連絡先に「県」が入っていない。	事故が発生した場合は、市町、利用者の家族に加えて、「県」にも連絡を行う必要がありますので、文言を追加してください。

(8) 勤務体制の確保等 (基準省令第33条)

指摘事項	改善方法
雇用契約書等が作成されておらず、従業者が事業所の管理者の指揮命令下にあることが明確でない。	従業者が当該事業所の管理者の指揮命令下にあることが分かる書面（雇用契約書、労働条件通知書等）を作成してください。従業者との雇用上のトラブルを避けるためにも、従事する業務の内容を雇用契約書等に明確に記載してください。
従業員の研修の機会を計画的に確保していない。	従業者の資質向上のため、研修を定期的実施してください。すべての従業者が参加することが難しい場合は、数回に分けて開催する等の工夫をお願いします。
研修実施の記録を取っていない。	研修を実施したあとは、次回以降の研修に活かせるよう、研修実施に係る記録を取ってください。記録には、実施日時、場所、参加者、研修内容等の詳細を記載してください。

(9) 掲示 (基準省令第35条)

指摘事項	改善方法
事業所の見やすい場所に、運営規程、重要事項説明書、勤務体制等を掲示していない。	利用申込者のサービス選択に役立ててもらうため、外来者が見やすい場所に運営規程、重要事項説明書、勤務体制等を掲示してください。

(10) 秘密保持等 (基準省令第36条)

指摘事項	改善方法
秘密保持について必要な措置を講じていない。	従業者および管理者が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者及び 管理者 に対して秘密保持義務を課す必要があります。 在職中及び退職後の秘密保持義務について、秘密保持誓約書を徴するなど、必要な措置を講じてください。

(11) 事故発生時の対応 (基準省令第40条)

指摘事項	改善方法
事故が発生した時に、県に報告をしていない。	事故が発生した場合は、事故の程度や内容に応じて、県や市町にも報告してください。 (平成27年10月20日付け障第2450号佐賀県健康福祉本部障害福祉課長通知)

(12) 会計の区分 (基準省令第41条)

指摘事項	改善方法
事業ごと、事業所ごとに会計を区分していない。	同一法人内で他の障害福祉サービスやその他の事業を実施している場合、 それら他事業との会計を明確に区分してください。 また、居宅介護事業所が複数ある場合は、それぞれの事業所ごとに区分してください。(収入、支出ともに) 人件費や事務費等、明確に区分することが難しい場合は、各事業所で方法を定めて(収入比や利用時間比等)、適切に按分してください。

(13) 変更の届出等

指摘事項	改善方法
省令で定められた事項を変更した時に、県に変更届を提出していない、または変更から10日以内に届け出していない。	省令で定められた事項を変更した場合は、変更から10日以内に、その旨を県に届け出なければなりません。(障害者総合支援法第46条、障害者総合支援法施行規則第34条の23) 変更から10日以上経過している場合は、遅延した理由を記載した文書(様式任意)を添えて提出してください。
県に提出した申請書や届出書の写しを事業所で保管していない。	県に申請書や届出書を提出した時は、事業所に申請書(届出書)一式の写しを保管しておいてください。

第2 報酬編

(1) 介護給付費の算定及び取扱い

指摘事項	改善方法
サービス提供記録と実績記録票（請求システムから出力されるもの）上のサービス提供時間が異なっていた。	請求システムには、提供記録に記載されているサービス提供時間を入力してください。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る介護給付費を過分に請求していた。	請求ミス等により、過分に介護給付費を受領したことが発覚した場合は、返還処理が必要となります。 結果的に事務負担が増えることとなりますので、請求時に事業所内で二重チェックを行うなど、請求ミスの防止に最大限努めてください。
利用者と同居している家族の部屋を掃除する等、利用者以外の者に対しサービスを提供していた。	家事援助は、支給決定を受けている利用者本人に対するサービスであり、その他の者に対して提供することは認められません。 ただし、育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の「育児支援」については認められる場合もありますので、あらかじめ支給決定を行う市町に相談してください。（別紙参照）

○障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて

1. 居宅介護等における「育児支援」の趣旨

居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。

- ①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③他の家族等による支援が受けられない場合

2. 居宅介護等における「育児支援」の具体例

居宅介護等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。なお、以下はあくまで具体例であることから、1の①から③の全てに該当する場合には、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるという趣旨を踏まえ、必要な支援を行うこと。

- ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳
- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・ 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い
- ・ 子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等

2 令和3年度訪問系サービスに係る報酬改定内容について

● 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- (2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
- (3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- (5) 感染症や災害への対応力の強化等
- (6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

訪問系サービス (1)居宅介護

◆居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

«居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し»

[現 行]

居宅介護職員初任者研修課程修了(「厚生労働大臣が定める者」(平成18年厚生労働省告示第548号)第6号の2に定める者。以下同じ。)をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の**10%を減算**する。



[見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の**30%を減算**する。

訪問系サービス (2) 重度訪問介護

◆ 運転中における駐停車時の緊急支援の評価

ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

≪ 移動介護緊急時支援加算【新設】 ≫ **240単位**

利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、**当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合**にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

●令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 (令和3年3月31日)

移動介護緊急時支援加算①

問 23

緊急時の支援に要した時間について具体的な算定要件はあるか。
また、運転中の時間は報酬を算定できないという従来からの考え方に変更はないか。

(答)

常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる**緊急の支援であれば**、支援に要した**時間は問わない**。

また、運転中は運転に専念するため介護を行い得ず、移送（運転）の行為は障害福祉サービスに含まれないことから、**運転中の時間は報酬の算定対象とはならない**。

なお、事業所やヘルパーが所有する自動車により重度訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、**道路運送法上の許可又は登録が必要**であり、**これらを受けずに運送を行う事業所については報酬の対象としない**。

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 (令和3年3月31日)

移動介護緊急時支援加算②

問 24

二人介護の対象である利用者の移送の際に、自動車を運転しているヘルパー以外に常時介護が可能なヘルパーがいる場合はどのように考えるか。

(答)

二人介護の場合は、緊急的な支援にヘルパー二人による支援が必要な場合に**加算を算定することが可能**である。

ただし、その場合であっても**1日につき240単位**の算定となる。

◆同行援護従業者要件の経過措置の延長

同行援護従業者の要件のうち、**盲ろう者向け通訳・介助員**を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、

- ・ 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - ・ 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること
- 等も踏まえて、**令和5年度末まで延長**する。

訪問系サービス (4)行動援護

◆行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」(実務者研修修了者)等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、

- ・ 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
- ・ 障害福祉人材の確保が困難である状況

等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。

◆対象者要件の見直し

調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

[現 行]

対象者の判定基準:認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定



[見直し後]

対象者の判定基準:認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定